

和光市まちづくり条例第19条に基づく近隣説明の実施要領

第1 この実施要領の趣旨

この実施要領は、近隣住民等に対する説明会の開催により当該開発行為等の内容及び当該開発行為等が及ぼす影響を説明する行為について標準例を掲げ、近隣住民等に対する説明等を円滑に行うためのものとする。

第2 主な説明会会場の例

開発行為等を行う区域から出来る限り近い会場で行うものとする。

参考：主な市内の公共施設（中央公民館／坂下公民館／南公民館／白子コミュニティセンター／新倉コミュニティセンター／牛房コミュニティセンター／吹上コミュニティセンター／本町地域センター／白子宿地域センター／新倉北地域センター／南地域センター／向山地域センター／城山地域センター）

第3 近隣住民等に対する説明会開催の標準例

- (1) 開発行為等計画書提出時までには説明会を開催する会場の予約を行うものとする。
- (2) 会場の予約をする場合、施設により予約方法が異なるため、以下の方法により予約を行うものとする。
(各施設へ問い合わせをする際は、まちづくり条例に基づく説明会を実施する旨を伝えること。)

※ 公民館の場合

- 1 事業者は、説明会を行いたい日時、場所の候補を複数分、建築課へ伝える。
- 2 建築課は、事業者名と使用用途を公民館に伝え、会場の空きを確認できたら、使用できる日時を事業者へ連絡する。
- 3 事業者は、説明会日時の連絡を受けたら、建築課の窓口で施設予約用の申込用紙を受領し、速やかに公民館へ申込書を提出し予約を行う。

※ 地域センター・コミセンの場合

- 1 事業者は、希望する会場へ直接電話をして空き情報を確認し、仮予約をする。
- 2 事前利用申請書を建築課の窓口で受領し、速やかに市民活動推進課へ提出する。
- 3 市民活動推進課から利用許可書の交付を受けた後、利用施設の窓口で本予約の手続を行う。

- (3) 説明会開催通知は、標識の設置以降、開催日より10日前までに近隣住民等に対して配布し周知させるものとする。ただし、マンション等で管理人等の指示がある場合は、その指示に従うものとする。
- (4) 近隣住民等に対して説明会（説明内容は、第5を参照）を開催する。また、来場者の一覧表を作成するものとする。
- (5) 説明会への欠席者に対しては、複数回（2回以上かつ別の日）訪問し説明を行うものとする。複数回訪問しても不在の場合は、投函をもって訪問したものとする。その場合、2回訪問した日時を説明結果報告書に記載するものとする。
 - ※不在だった場合 1度目の訪問で、訪問した旨、後日来る旨の書類を投函する。
 - 2度目の訪問でも不在の場合は、訪問したが不在のため資料を投函する旨の書類を資料と共に投函する。



第4 近隣住民等に対して用意する資料

- (1) 条例第19条から第21条までの規定を説明した書面
(近隣住民への説明、事前協議書の閲覧、意見書の提出の手続関係)
- (2) 開発行為等の概要を示した書面
- (3) 土地利用計画図
- (4) 建築物の各階平面図、立面図
- (5) 日影図（中高層建築物の場合）
- (6) 造成計画平面図、断面図
- (7) 上記以外に掲げるもののほか開発行為等が近隣住民等に対して及ぼす影響のある図面

第5 説明会で説明する内容

- (1) 開発行為等の場所、面積、区画数
- (2) 予定建築物の用途、高さ
- (3) 造成、建築工事及び公共施設の概要等
- (4) 擁壁の高さ及び設置場所（擁壁を設置する場合に限る。）
- (5) 日影及び電波障害の影響（中高層建築物の建築を行う場合に限る。）
- (6) 条例第20条及第2項に規定する閲覧の手続
- (7) 条例第21条に規定する意見書の手続
- (8) 上記以外に掲げるもののほか開発行為等が近隣住民等に対して及ぼす影響

第6 説明会結果報告書の添付図書

- (1) 近隣住民等説明結果報告書（様式第8号）
- (2) 近隣住民等説明状況一覧表（別紙）
- (3) 住民説明会出席者一覧表の写し
- (4) 近隣住民等の範囲、近隣住民等の所有する又は占有する土地又は建築物の位置及び整理番号を示した図面
- (5) 説明会、訪問等により近隣住民等に配布した資料
- (6) 説明会の状況の要旨を記録した書面
- (7) 条例19条から21条までの規定についての説明した書面
(近隣住民への説明、事前協議書の閲覧、意見書の提出の手續関係)
- (8) 開発行為等の概要を示した書面
- (9) 土地利用計画図
- (10) 建築物の各階平面図、立面図
- (11) 日影図（中高層建築物の場合）
- (12) 造成計画平面図、断面図
- (13) 上記以外に掲げるもののほか近隣住民等に対して及ぼす影響の図面

